

水道基本料金の減免について

エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民及び事業者への支援として、水道基本料金 **3期6か月分** を減免します。

1. 対象者

すべての水道使用者（町公共施設は除く）

2. 対象期間

令和5年度10・11月分、12・1月分及び

2・3月分の例月分

追加決定

（休止精算分は除く）



3. 減免額

水道基本料金（税込）

家事用 1,320円×**3期分**=3,960円

業務用 1,540円×**3期分**=4,620円

4. 手続き

手続きは一切不要

- ◎ 下水道使用料は、減免の対象とはなりません。
- ◎ 今回の減免により料金がかからなくなった場合（水道料金の超過料金がなく下水道使用料も発生しない場合）、納付書は発送されません（口座振替も行われません）。
- ◎ 『使用水量・料金等のお知らせ』（感熱ロール紙）には、基本料金の金額が記載されますが、実際の請求金額は上記の減免額を引いた金額となります。

（水道基本料金の減免に関する町ホームページ）



問い合わせ先

中井町役場 環境上下水道課

電話 0465-81-3903